

第八回 参議院通商産業委員会會議録第四号

昭和二十五年七月二十二日(土曜日)午前十時四分開会

本日の會議に付した事件

○商品取引所法案(内閣提出)

○委員(深川兼左工門君) それでは只今から開会いたします。

前會に引続いて商品の取引所法案を議題に供します。次に、本日は逐條質疑をいたすことになつております。

○委員(深川兼左工門君) 二章、三章はほぼ似かよつた條文ですから、場合によつては一括してお諮り申上げるかも知れませんが、先ず第一章の質疑をやつて、それから二章、三章と進んで行つたらどうかと思ひますが、別段御異議ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 異議ないと認めます。それでは第一章だけの御質問をお願いいたします。

○委員(深川兼左工門君) 二項の、商品は左に掲げるもの、といううち「その他品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、且つ、耐久性を有する物品のうち取引の状況を考慮して政令で定めるもの」という項があるのですが、これは両院の協賛を経ないでただ政令で定めるといふふうに語つてありますが、勿論これは後の

方の百三十八條かあります審議会というものを完全に運行して頂ければ、これで間違いないと思ひんでありますけれど、一応この点に關しまして政府の方の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) 御説の通り、これは商品取引所設立に適當であるというあらゆる條件が揃つた場合には取引所審議会の議を経まして、そうして政令で決定したいという考でございます。

○委員(深川兼左工門君) 今のお話でありますけれど、これは現在在りております品目に關してはさして問題もないと思ひますが、離穀その他のものが出て来るような場合に、農林省關係のもので、農産物の指示価格がない、というときに、突如として雜穀が清算市場に上がるというふうなことに對しては、相當懸念を持つておるやに承つておるのであります。そういう点からいたしまして、そういうことに間違ひのないように、一つ十二分に……政令を定めるという場合には、今の農産物の指示価格制を布いた後にやるとかいろいろな点に關しましては、十二分の一つ御注意をお願いしたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) 御注意を体しまして、農林省の御意見を十分尊重いたしまして、審議會で慎重審議の上でいたしたいと思ひます。

○委員(深川兼左工門君) 商品取引所は、法人とする。というふうにしてあります。この法人の性格に關して一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) この法人は、民法の法人でもなければ又商法上の法人でもないであります。又公益法人でもなければ營業法人でもない。結局この法律によつて特に認められた法人と、いわば特殊法人でも申しませうか、そういう性格の法人であります。

○委員(深川兼左工門君) 第四條の終りの方に「業務に附帯する業務を営むことができる。」と語つてありますことは、現在の舉げてある商品目でなく、例えば米や雜穀ができたという場合に、これに對する倉庫というふうなものを意味するといふふうな解釈していいか悪いかという点に關して御説明願ひます。

○政府委員(首藤新八君) 倉庫の經營は當然その他の中に含むといふふうにして御了解願ひたいと思ひます。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

ありまして、類似する施設には入つておりません。

○委員(深川兼左工門君) 今二項にありますが施設に對して「売買してはならない」といふのがありますが、この「売買」といふ言葉は他に「売買」といふ言葉と、それから七十七條にありますが「売買取引」といふようなものが二つに語つてあります。私共が解釈しまして、この法文から見るとこの「売買」といふ方が広義な解釈をしておる。そうして「売買取引」といふのは狭義な「売買」のうちに含まれておるのだといふようなふうな解釈が得るのですが、その点に對して政府の方の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) お説の通りでございます。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

な質問がありました。それに対する政府の御答弁も聽いたのであります。これはなか／＼デリケートな質問だと思ふのであります。私はこれに對して、十四頁の二項にありますが「戸籍抄本又は戸籍法」といふものと一つの関連性があると思ふのであります。これは質問ではないのであります。そういうふうなことに私は思つておりますから、これも一応政府の方で考慮を起したい。別に質問しやないです。私共は願わんでいいです。私の解釈によると十四頁の二項の二番目というところが何か関連性があるように思ひますから、その点も含みをお願いしたいと思います。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

○委員(深川兼左工門君) 外に御質疑ございませんか。

有せぬというための各件なにかどうか、若し拘束力を有するということになると、市場外における金銭上の貸借、或いはその他のものまでに対して拘束力を持つということになると、これはなかなかむずかしい問題なんでありまして、そういう点に關して「拘束力に關する事項」というふうに謳つておられますが、この点に關する御説明を簡單で結構ですが御願ひしたいと思います。

○委員(石原武夫君) この十二項の規定は、必ず拘束力を持たせるといふことを定款で決めなければならぬといふことではございませんので、かようなことを定款で明らかにしておくべきであるという趣意でございます。

取引については、別に場内と同じようになおれを決めないといふことであらば、これに該当しないといふことで結構だと思つて、決めた場合には定款の中にその点を明確にして置きたいという趣意でございます。如何なる場合にこれが適用になるかといふことになりまして、ここに書いてありますような取引所の定款とか、又は業務規程及び受託契約規則に掲げてあります中の一節必要ありと当事者が考えました事項に当然なると思つてあります。その他一般の貸借でありますとか、さようなことには及びないことになると思つて、ここで一応予想し得ますのは、会員間、取引を場外でいたしましたとしてもその受渡しの方法は、取引所における受渡しの方法と同じ方法で行くといふことであると思つて、或いは格付の場合、取引所法で格付を決めますので、その格付に依じた売買をす

るのだといふような趣意として、さうな点については、若し定款で決めることになればその項で決めるということになると思つて、

○委員(深川龍左門君) 他に御質問ございませんか。

○委員(石原武夫君) 第一項につきましては、ここに書いてありますように或る取引所につきまして、その取引所が適當であるかどうかといふことの判断の基準を主として書いてつづりてございまして、従つてここに取引所の定款とか業務規定でございますか、受託契約或いは手続がどうか、或いはその他の不適当な事項がその取引所について、主として内部と申しますか、その取引所自体についてあるかないかといふ一つの基準として考えたのでございまして、どうもちよつと御質問を間違えて甚だ恐縮でございまして、

今の一項と二項の差異という、類似しておはしないか、同じじゃないかといふ御質問の点は、一項の「設立の手続が法令に違反している」といふのと、二項の当該取引所がその法律に適合するように組織されているか、この点の御質問だと思つて、

一項で設立の手続が「法令に違反している」といふか、かように書いてございませぬので、字句の解釈上申しますと、いわゆる発起人が集まりまして会員を募集し、その他法律に定めております手続を進めて行く上において法律違反で

あるといふ趣意に読めますので、例えば会員の数はこの法律で二十人以上を要するといふことになつております。二十人の要件は一応備えておられますも、具体的な記載要件を欠いておられるか、あるといふような場合につきましては、單なる手続の違反よりは外に出るというような感じもいたしますので、念のため第二項で適合するように組織されていないときといふような規定を念のため設けたわけでございます。従つて、御指摘のようにその点につきましては、大部分は重複するかと申しますが、一部重複しない点がございますので、そのような規定を設けたわけでありまして、

○委員(深川龍左門君) それはいいと思つて、

○委員(石原武夫君) 第十三條の二の方に「前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない」といふ書類が添附しなければならないといふ四十四頁の三項に、第一項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない、と取引所と両方について同じ書類があるのではありませんか、それが百五十九條へ行きまして、百五十九條の第一項におきまして「第十三條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者」といふふうにあるので、

問題でありながら、十三條には罰則がある。そして片方には仲買人の方に罰則はない、こゝういふように二つ取れるのでこの点がちよつと解釈しにく

いのでありますが、これに対する御答弁を願ひたいと思つて、

○委員(石原武夫君) 只今御指摘の点でございしますが、十三條の場合におきましては今御指摘の罰則の規定と、それから登録が取消し得るといふ規定がございまして、

それから四十四條の方にございまして、只今御指摘のようにそれに虚偽の記載をいたしましたも、罰則の規定がございまして、仲買人の登録の取消の規定だけが形式上非常に兩者の間に不均衡であるといふ形になつております。それは、かようなことになつてしまつたのは、取引所につきまして申請書に虚偽の記載があるといふことで、直ちに取引所自体の登録を取消すといふ一応の規定はございしますが、それを取消すといふことは、非常に取引所自体のみならず、一般的に影響が大きいので、なか／＼取引所自体の登録を全部取消してしまふことは實際上非常に困難であるといふ点で、取引所の登録を取消しない場合には罰則をかけて行きたいという趣意でございまして、それから仲買人につきましてはこれは一個の仲買人につきましてはこれは一個の仲買人といふのは第三者の委託を受けて売買取引をする人でございまして、この法律におきまして委託保護の規定を設けておるわけでございます。従つて、そういうふうな趣意から、仲買人が申請書に虚偽の記載をしたといふような場合におきましては当然登録の取消を行うといふことに考へておられますので、その上更に特に罰則をかけなくても差支ないのではないかと、かようなことで、運用上と併せて考へてか

よりな規定にいたしましたわけでございます。

○委員(深川龍左門君) 外に御質問ございませんか、次に第二十一條の第一項に「商市場を開設することができるとなつた日」といふのが謳つてあり、これは同じ質問が五十三頁にあるのですが、五十二條の第二項の二のところに「受託業務を開始することができるとなつた日」といふ同じような問題があるので、これを併せて質問したいと思つてあります。最初「商市場を開設することができるとなつた日」といふのは登記の日が基準になるのか、或いは現業の開設の可能になつた日を基準にするかといふことを、あとの問題も同じでありますから、併せてこれについて御答弁願ひたいと思つて、

○委員(石原武夫君) 取引所につきましては登記によりまして設立するといふことの明文を置いてございまして、取引所につきましては登記の日が基準となるといふふうに解釈をいたしております。それから仲買人につきましては登録を受けなければ委託業務、売買取引を行えないという規定がございまして、仲買人の場合につきましては仲買人の登録を受けた日といふふうに解釈をいたしております。

○委員(深川龍左門君) 外に御質問ございませんか、次に第二十三條の五章、これは第二十三條から五十四條までですが、これは会員と仲買人の條文が多いようで非常に関連事項が多いのですが、この二章を一括して御質問をお願いしたいと思つて、

○委員(石原武夫君) 第二十三條の二項と続人の問題であります。この二項と

が、御異存はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川榮左工門君) 異議なしと認めます。それではさよう取計らいます。次回は二十四日午後午後一時より開会する予定でございます。

○委員長(深川榮左工門君) それでは委員会はこれで散会いたします。午前十一時五十三分散会

出席者は左の通り。

- 委員長 深川榮左工門君
- 理事 古池 信三君
- 委員 廣瀬與兵衛君
- 上原 正吉君
- 小林 正雄君
- 榑 繁夫君
- 加藤 正人君
- 山川 良一君
- 駒井 藤平君
- 境野 清雄君

政府委員

- 通商産業 首藤 新八君
- 政務次官 石原 武夫君
- 通商産業 企業局長 近藤 止文君
- 通商産業 繊維局長 最上 章吉君
- 農林省 糸局長

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、横浜繊維製品検査所川俣支所の本

所昇格および小高支所設置に関する請願(第一号)

一、商品取引所法案中一部修正に関する請願(第二九号)

一、石川県小松市に金沢繊維製品検査所支所設置の請願(第三六号)

一、電気事業の再編成に関する請願(第一二二号)

一、衣料登録店の救済に関する請願(第一四六号)

一、島根県吾郷村に明塚発電所建設促進の陳情(第二二号)

第一号

昭和二十五年七月十二日受理
横浜繊維製品検査所川俣支所の本所昇格および小高支所設置に関する請願

請願者

福島県伊達郡川俣町長 高橋利吉外三名

紹介議員

橋本萬右衛門君
福島県特産の軽羽二重は、いわゆる川俣羽二重と称して、重要な輸出品の一つであるが、今後輸出品として本品の産地を永く維持するためには、当局の技術指導と検査施設の整備充実にまつものが多大である。現在輸出羽二重の主産地である福井、金沢等には国営繊維製品検査所が設置されているが、本県にのみ設置されていないため、生産、出荷の促進あるいは技術の改善等の不利不便が多いから、現横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格し、あわせて小高支所を新設せられたらとの請願。

第二九号

昭和二十五年七月十二日受理
商品取引所法案中一部修正に関する請願

請願者

北海道小樽市議会議長 岩谷静倫

紹介議員

堀 末 治君
近く政府は、重要商品の生産、流通の円滑適正を期するため、商品取引所法を制定する由であるが、今般の政府案によれば、海産物、でん粉、雑穀等の北海道特産商品が上場商品から除外されており、その影響は極めて重大であるから、これら商品の生産消費が極めて大きなこと、輸出品としての有望性および近く予想される統制解除等の点を考慮されて、これら商品を取引所上場商品に指定するとともに、北海道における産業経済の中心地小樽市に商品取引所を設置せられたらとの請願。

請願者 北海道小樽市議会議長 岩谷静倫

紹介議員 堀 末 治君

近く政府は、重要商品の生産、流通の円滑適正を期するため、商品取引所法を制定する由であるが、今般の政府案によれば、海産物、でん粉、雑穀等の北海道特産商品が上場商品から除外されており、その影響は極めて重大であるから、これら商品の生産消費が極めて大きなこと、輸出品としての有望性および近く予想される統制解除等の点を考慮されて、これら商品を取引所上場商品に指定するとともに、北海道における産業経済の中心地小樽市に商品取引所を設置せられたらとの請願。

第三六号

昭和二十五年七月十二日受理
石川県小松市に金沢繊維製品検査所支所設置の請願

請願者

石川県小松市殿町一七二 七小松織物精練染工株式会社取締役社長 武部助二

紹介議員

中川 幸平君
石川県小松市には従来繊維製品検査所が設置されていたが、戦後廃止になつたため現在本市において精練、浸染、整理された輸出用絹、人絹織物製品は、金沢繊維製品検査所より出張を求めて検査を受けなければならぬので、事務的に煩雑なばかりでなく各種の弊害を生じ輸出産業の振興を阻害する虞があるから、本市に金沢繊維製品検査所小松支所を設置せられたらとの請願。

第一二三号

昭和二十五年七月十四日受理
電気事業の再編成に関する請願

請願者

山形市役所内山形電力対策協議会内 鈴木重乾

紹介議員

橋本萬右衛門君
電気事業再編成の結果電気料金の面において、地域的な差が生じてくることは避け難いので、そのために調整料をもつてこの埋合せをつけることはうなずけるが、年間一KWに対し千五百円は余りに高すぎるから、火力発電に対しては、東北地方の特殊な事情を考慮されて、発電実計によつて助成するように取計らわれたいとの請願。

第一四六号

昭和二十五年七月十四日受理
衣料登録店の救済に関する請願

請願者

福島市中町二七福島県衣料品商業協同組合連合会理事長 門馬直記

紹介議員

橋本萬右衛門君
最近衣料品の統制が相次いで撤廃されたため、国民の衣料生活は好転している。しかるに衣料登録店は再三再四にわたる価格改訂の都度手持品に対する差益金を徴収され、その上統制撤廃後の価格は下落の一途をたどり、加うるに供米その他の雑費用衣料は、農村の金詰りと品質粗悪等のため、滞貨しているにもかかわらず、配給規則にしばられており、しかも危険負担は配給店に負わされて、等その損失は極めて深刻であるから、すみやかに衣料登録店の救済策を講ぜられたらとの請願。

第一二二号

昭和二十五年七月十四日受理
島根県吾郷村に明塚発電所建設促進の陳情

陳情者

島根県議会議長 恒松安夫

中国地方の産業開発は、極めて重要視されているにもかかわらず、電力開発がおくれ、他県から電力の供給を受けているため、電力の不足と電力料金の高率により、不振のまま放置されている。しかるに中国一の河川江の川の豊富な水量を利用せんとする明塚発電所の設置が、政府によつてすでに計画されているのであるから、本計画のすみやかな実現を図りたいとの陳情。

昭和二十五年八月一日印刷

昭和二十五年八月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所